

カトリック登美が丘教会小教区評議会規約

(名 称)

第1条 本評議会は、「カトリック登美が丘教会小教区評議会」(以下、本評議会という)と称する。

(目 的)

第2条 本評議会は、カトリック登美が丘教会が、聖霊の導きにより、主の信仰に生きる共同体として歩み、京都教区の宣教司牧計画に基づき、福音宣教する『共同宣教司牧』の実現に資する運営を行うことを目的として、京都教区司教により任命された奈良ブロック担当司祭団(以下、担当司祭団という)の諮問に応えて、以下に定める教会の諸機関を通して、活動計画等を実施する機関であり、その職責内容等は本規約に定める。

(主 宰)

第3条 本評議会は、担当司祭団が、主宰する。場合によって、京都教区司教から任命された修道者が、これに含まれる。

(評議員)

第4条 本評議会は、次の評議員によって構成される。

- ①信徒により役員として選任され、担当司祭団によって任命された役員。
- ②第10条に定める各部会の代表者
- ③担当司祭団の判断により、次の者を評議会構成員とすることができる。
 - 1) 地区の代表者
 - 2) 関係修道院の代表者
 - 3) 担当司祭団に承認された任意組織・グループ等の代表者

担当司祭団は、必要があれば、他の関係者をオブザーバーとして招くことができる。

(評議会の開催)

第5条 本評議会は、担当司祭団の招集により、原則として毎月第一日曜日に開催する。

但し、2月、8月は除く。

必要に応じ、臨時の評議会を、次の手続きにより開催する。

- ①担当司祭団あるいは役員が、臨時評議会開催を提案する。
- ②担当司祭団が、臨時評議会開催を決定する。
- ③担当司祭団が、臨時評議会を招集する。

(審議事項)

第6条 本評議会は、カトリック登美が丘教会の運営全般に関する次の事項について審議する。

- ①カトリック登美が丘教会の宣教司牧に関する基本方針、長期計画・短期計画。
- ②宣教司牧方針に基づく、年間活動計画。
- ③予算案と決算案（監査報告を含む）、並びに高額な支出あるいは予算外支出関係。
- ④京都教区評議会への提案事項。
- ⑤カトリック奈良ブロック協議会の共同宣教司牧推進のために、担当司祭団が諮問する事項。
- ⑥カトリック奈良ブロック協議会からの検討要請事項並びに、それらへの提案事項。
- ⑦カトリック登美が丘教会の小教区総会において提案された事項。
- ⑧カトリック登美が丘教会の各部会、信徒により組織される任意組織・グループ等の設置や改変。
- ⑨各部会・任意組織・グループ等からの提案事項。
- ⑩「カトリック登美が丘教会小教区評議会規約」。
- ⑪その他の重要事項。

(審議と承認決定)

第7条 本評議会で審議・決定された事項は、担当司祭団により、承認・決定される。

(役員とその任務)

第8条 本評議会を運営するため、次の役員を置く。

- ①役員：3名～5名。
役員は、カトリック登美が丘教会全体の運営・諸活動を取りまとめ、カトリック奈良ブロック協議会等に出席する。
- ②役員のうち1名は、書記として、評議会の開催準備、議事の記録、資料の管理などを担当する。
- ③評議会の議長は、役員の互選により、これを担当する。

(役員の推薦・任期)

第9条 役員は、カトリック登美が丘教会に所属する20歳以上の信徒の中から、カトリック登美が丘教会の信徒によって推薦され、担当司祭団から任命を受ける。役員の任期は、1年間とする。役員は、その再任を妨げない。任期中に役員の欠員が生じた場合、これを補うことが出来る。後任役員の任期は、前任役員の残余期間とする。

(部 会)

第10条 カトリック登美が丘教会に、次の部会を設置する。

カトリック登美が丘教会の信徒は、『一人一役』の精神に基づいた、本人の希望により、原則として一つ以上の部会に所属する。信徒各自の事情により、部会活動に参加出来ない信徒は、祈り・犠牲・献金などにより、共同体に貢献する。

但し、財務部については、その職務の専門性により、役員と協議の上、担当司祭団が、複数名のメンバーを指名する。

各部会の業務分掌は、別に定めて公示する。

各部会は、メンバーの互選により、代表者とその補佐役を定める。

各部会は、活動計画を作成し、信徒とともに実践活動する。

- ①教育部
- ②典礼部
- ③広報部
- ④施設管理部
- ⑤社会活動部
- ⑥財務部

(地 区)

第11条 カトリック登美が丘教会の信徒は、その住所によって地区分けしたグループに属する。

信徒は、地域的連帯感のもとに、親睦と相互扶助をはかり、信仰に基づく個人的・家庭的生活の向上に努める。

地区毎に、信徒の互選で地区代表を定める。

(任意組織・グループ等)

第12条 信徒により組織される任意組織・グループ等の設置と廃止は小教区評議会の決定と担当司祭団の承認を必要とする。

各任意組織・グループは代表者1名を選出する。

(小教区総会)

第13条 カトリック登美が丘教会は、担当司祭団の招集により、毎年2月第一日曜日に、定例の小教区総会を開催する。

小教区総会において、役員は次の事項を報告し、参加者の意見を聴取する。

- ①カトリック登美が丘教会における、旧年度の年間活動結果、教会会計決算及び監査結果の報告と質疑応答。
- ②カトリック登美が丘教会の新年度の年間活動計画、教会会計予算の説明と意見交換。

③「カトリック登美が丘教会小教区評議会規約」の改変があった場合、その報告。

④その他重要事項の報告。

担当司祭団の招集により、臨時的小教区総会を開催することがある。

(会計監査)

第14条 会計監査を司祭団の指名により、複数名置く。

付 則 本規約の制定・変更は、教区司教の許可を得て発効する。

付 記 本規約の教区司教の許可 2007年12月31日

本規約の発効 2008年 1月 1日

本規約改正の教区司教の許可 2012年3月19日 発効 2012年4月1日

本規約改正の教区司教の認可 2015年3月12日 発効 2015年4月1日

+ハラル大喜直

以上

